夏詣・ロゴタイプ マニュアル
LOGOTYPE MANUAL

文化域利用

ニッポンの新しい習慣づくり夏詣実行委員会

〒107-0062　東京都港区南青山 1-8-7　　Tel：03-3401-4505

■基本バージョン

ロゴデータに手を加えることを禁止いたします

■夏詣公式ロゴ文化域利用のルール

1:文化域とは
夏詣公式ロゴを神社仏閣において利用する場合は、広く夏詣を盛り上げるための活動に使って頂けるようにこの扱いを文化域とします。
2：使用許可について
夏詣開催登録済みの神社仏閣が、夏詣公式ロゴを文化域利用する場合は申請や許可は必要ありません。利用ルールを守ってご使用ください。詳細は別紙「夏詣公式ロゴの仕様に関する要綱ー文化域」を参照ください。
2：ロゴのデザインについて
ロゴのデザインは原則変更することはできません。
その他、規定内容は別紙の通り致します。
3：使用料
使用にあたってのロゴの使用料は無料です。
4：質問
質問はｅ-mailのみで受け付けております。
6：質問：ｅ-mailアドレス
info@natsumoude.com　ニッポンの新しい習慣づくり夏詣実行委員会　　担当：長根宛

■文化域枠付き基本バージョン

神社仏閣名やメッセージはショルダーもしくはアンダーに表記
囲みケイ内には入れない

【浅草神社（三社様）】

新しい日本の風習
A New Japanese Custom

■使用禁止例

下記のような使用は禁止いたします

囲みケイ内に文字を入れる
ことは禁止

囲みケイの大きさを変える
ことは禁止

囲みケイ内に色をひく
ことは禁止
背景の上に載せることは可

■枠なしバージョン

■使用禁止例

下記のような使用は禁止いたします

横組みにすることは禁止

どちらか一方の文字の大きさを変えることは禁止

■10年バージョン

新しい日本の風習
A New Japanese Custom

【浅草神社（三社様）】

新しい日本の風習
A New Japanese Custom

【浅草神社（三社様）】

夏詣公式ロゴの使用に関する要綱-文化域

(趣旨)

第1条　この要綱は、「夏詣」の公式ロゴ(以下「ロゴ」という。)の使用に関し、必要な手続を定めるものとする。

(ロゴのデザイン等)

第2条　ロゴのデザイン、パターン及び色についての規定は別紙に定めるところによる。

(著作権等)

第3条　ロゴに関する著作権は「株式会社10　代表・柿木原政広」に帰属し、使用の許可に係る一切の管理は商標登録者である「有限会社石神事務所」が「ニッポンの新しい習慣づくり夏詣実行委員会」（以下、夏詣実行委員会）にライセンスし利活用活動を共同して行う事とします。

(使用手続)

第4条　夏詣開催登録済みの自社仏閣が文化域にてロゴを利用する場合は、使用の申請許可は必要ないものとする。

(文化域の定義)

第5条　文化域とは夏詣を開催する寺社仏閣がその活動のために公式ロゴを利用する場合とし、主に境内演出のための提灯・のぼり・ポスター・御朱印などに使用することを指します。また、開催地域への集客や活性化のための企業・団体とのコラボレーション活動においてもこれを文化域とします。ただし、いずれの場合においても、販売を目的とした商品や収益性のあるイベントに使用する場合は商業域とし、商業域既定の対象となります。

(使用許可の制限)

第6条　前条の規定に反するとき又は次のいずれかに該当するときは、ロゴの使用を許可しないまたは停止するものとする。

(1)　ロゴの縦横の比率が変わるなど形状、図柄、色等が変形しているもの。

(2)　公序良俗に反するとき。

(3)　「夏詣」の信用やイメージを損なうおそれがあると認めるとき。

(4)　その他ロゴの使用が適当でないと認めるとき。

2　夏詣実行委員会は、許可使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって許可使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(賠償責任等)

第7条　夏詣実行委員会は、使用者がロゴを利用したことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2　使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、夏詣実行委員会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3　使用者は、ロゴの使用に際して故意又は過失により夏詣実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第8条　ロゴの使用については、無料とし、その内容は別途記載内容とする。

(目的外使用、権利譲渡及び商標登録等の禁止)

第9条　使用者は、事項以外の目的にロゴを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

2　ロゴに関して、使用者は国内外を問わず商標、意匠等の登録出願はできない。